

公 告

下記により差押財産の公売をしますので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

令和8年9月17日

埼玉県久喜市長 貴 志 信 智

記

公 売 財 産 の 種 類		不動産		
公売財産及び公売保証金		別紙公売財産目録のとおり		
公 売 方 法		期間入札		
公 売 日 時	入 札 日 時	令和8年10月8日(木)9時00分から令和8年10月21日(水)17時00分まで		
	開 札 日 時	令和8年10月27日(火)10時30分		
公 売 場 所		久喜市役所収納課(入札書郵送先)		
売 却 決 定 日 時		令和8年11月17日(火)10時00分	場 所	久喜市役所
代 金 納 付 期 限		令和8年11月17日(火)14時00分		
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び第108条第1項に該当しない者 国税徴収法第99条の2に基づく陳述をした者 公売保証金の納付期限内に公売保証金を納付した者		
そ の 他	1 この公売公告に違反した者、又は国税徴収法第92条に規定する者、及び第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けることができません。また、国税徴収法第99条の2に基づく陳述をしなければ、入札等を行うことができません。			
	2 公売保証金は、久喜市が指定する金融機関の口座への振込により納付してください。			
	3 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければ入札できません。			
	4 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。			
	5 入札価額を訂正したものは、無効として取扱います。			
	6 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者と決定し、最高価申込者に対して売却決定を行います。			
	7 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。			
	8 公売財産に係る徴収金の完納事実が、買受け代金の納付前に証明されたとき、又は買受け代金納付後であっても取消すべき事由があるときは売却決定を取消します。			
	9 売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び代金納付期限が変更されます。			
	10 公売財産の取得時期は、買受け代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。			
	11 公売財産の権利移転について登記(登録)を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙、又は国庫金領収証書(登録免許税法第23条)を売却決定の日時までに提出してください。			
	12 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付しますので、保管人から財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、当市役所から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。			
	13 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります(国税徴収法第104条の2)。			
	14 久喜市は財産の引き渡しの義務及び公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。			
	15 上記に掲げるもののほか、この公売は、国税徴収法等の規定に基づく制限があります。			
配当を受ける者の権利の申し出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を久喜市長に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は久喜市収納課に用意してあります。				

公売財産目録				
(公売財産及び公売保証金)				
売却区分 番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権の内容、その他	数量		
東一22	不動産の表示（登記簿の表示による）	1	円 2,980,000	円 29,756,000
	（一棟の建物の表示） 所 在 久喜市桜田一丁目4番地1 建物の名称 アパガーデン東鷲宮 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根10階建 床 面 積 1階 2069.56平方メートル 床 面 積 2階 1409.57平方メートル 床 面 積 3階 1528.04平方メートル 床 面 積 4階 1528.04平方メートル 床 面 積 5階 1528.04平方メートル 床 面 積 6階 1528.04平方メートル 床 面 積 7階 1528.04平方メートル 床 面 積 8階 1447.98平方メートル 床 面 積 9階 1369.50平方メートル 床 面 積 10階 1217.68平方メートル （敷地権の目的である土地の表示） 土地の符号 1 所在及び地番 久喜市桜田一丁目4番1 地 目 宅地 地 積 6882.63平方メートル （専有部分の建物の表示） 家屋番号 桜田一丁目4番1の810 建物の名称 810 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート造1階建 床 面 積 8階部分 86.41平方メートル （敷地権の表示） 土地の符号 1 敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1384680分の9006			